

# 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要

## 1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

第1条～第7条関係

- ・白岡市職員の分限に関する条例
- ・白岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- ・白岡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- ・白岡市長及び副市長の給与等に関する条例
- ・白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- ・職員の給与に関する条例
- ・白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 3 施行期日等

### (1) 附則第1条関係（施行期日）

施行期日は、令和7年6月1日とする。

### (2) 附則第2条関係（罰則の適用に関する経過措置）

本条例の施行前にした行為の処罰については、懲役又は禁錮の刑に科すことを定める。

### (3) 附則第3条関係（罰則の適用に関する経過措置）

本条例による改正前に、条例が改廃された際に設けられた経過措置により適用することとされている規定（「なお効力を有する」、「なお従前の例による」といった規定で適用される規定）の包括的な読替規定を定める。

### (4) 附則第4条～第6条関係（条例の一部改正に伴う経過措置）

- ・白岡市長及び副市長の給与等に関する条例
- ・白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- ・職員の給与に関する条例

本条例の施行前にあって、禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとして取り扱うことを定める。